

『日本国見在書目録』をめぐるいくつかの問題： その編纂過程を中心として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-01-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 均 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/6612

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



『日本国見在書目録』をめぐるいくつかの問題

—その編纂過程を中心として—

高 橋 均

はじめに

『日本国見在書目録』一卷という、日本で最初に作られた中国書についての目録書は、何を目的として、どのように編纂されたのであろうか。この目録書が編纂されるきっかけとして、安井息軒が提出し、その後多くの人が支持したのが、⁽¹⁾宮中の冷然院が焼けて、多くの典籍が焼失したことによるという説である。中国での書目編纂の理由でも、王朝が代わるごとに起きた戦乱による焼失が挙げられるから、日本の場合にも焼失という事由が当たるのであろうか。⁽²⁾もちろん日本においても、所蔵される図書が火災にあうことはありうるし、それが書目編纂のきっかけとなりうることも十分考えられる。だがそうした事由にもまして、わたしが考えるのは、『隋書』『経籍志』など中国の書目が伝来していた当時の日本に、目録を編纂しうるほど、あるいは目録に編纂しなければならぬほどの書物がすでに伝存していたことである。日本にこれら中国書が伝存することは、命をかけて中国に渡り、国づくりに有用な資料を中国で探し、日本に持ち帰った人がいたからである。目録が編纂された当時は、そうしたことが記録として、あるいは伝承として⁽³⁾伝えられていた。このことは、焼失とい

22 うこと以上に、目録編纂のきっかけとなったのではなからうか。そして中国の書目に倣って編纂されたのが、およそ1500部の書物を著録する日本国見在書目録ではなかつたらうか。

日本国見在書目録にかかわる大きな問題は、目録に著録される書物がすべて

当時の日本に存在したもののなかのどうかという点である。わたしはこれまで、時に応じて日本国見在書目録を引き、その記事によって日本伝存の有無を論証の資としてきた。しかしこの点について包み隠さずいえば、自分の都合に合わせて利用するばかりで、日本国見在書目録を正面から考えたことがなかった。たとえば『論語』『鄭玄注』が日本に伝来していないことを論証するためには、『養老律令』『学令』と日本国見在書目録の記述を否定する必要がある⁽⁴⁾。前者については、『令集解』に引かれる「穴記」の説によって何とか解決できたが、後者、すなわち日本国見在書目録に記される論語鄭玄注の著録については、明確に否定する方法を欠いたあいまいな論証のままで済ませてしまっている。

そしてわたしが学部学生のころ、たまたま神保町の小宮山書店で買ったのが、再刊されたばかりの小長谷恵吉『日本国見在書目録解説稿』であった⁽⁵⁾。ずっと手元近くに置いたまま、利用するだけで、きちんと読むことをしなかった。このこともまた、わたしが日本国見在書目録について調べてみたいと思ったきっかけのひとつとなる。

先人の多くの論考に助けられながら、この問題を考えようとしている⁽⁶⁾。日本国見在書目録（以下、「見在書目録」と略す）の編纂目的とその過程を明らかにすることで、一千余年前、日本の中国学研究の環境にわずかでも近づけるならばと願っている。

1 安井息軒「冷泉院火災焼失説」をめぐる

はじめに安井息軒の説、すなわち冷然院の火災が目録編纂のきっかけになったという説について、みることにする。それは見在書目録の識語として記され、次のようである。

書現在書目後

右目中所収、為部千五百七十九、為卷一萬六千七百九十、分為四十家、七緯不着卷数。又在此外據頭銜、盖寛平中佐世在奥所輯、距今九百六十餘年。按史先是貞観乙未、冷泉院火圖書蕩然、盖此目所因而作、而所以有現在之稱也。後復数経兵火、著録者十不存一、良可惜也。（後略）

嘉永辛亥（四年1851）臘月十日 鈇肥 安井衡

その識語は、はじめに見在書目録の大概を記し、次いで編纂された時期、そして「按史……」以下が、編纂にいたる事由である。この「按史先是貞観乙未」とは、『三代実録』の冷然院の火災記事を受けたもので、そこには次のように記される。

貞観十七年（875）正月廿八日壬子、夜、冷然院火。延焼舎五十四宇。秘閣収蔵圖籍文書爲灰燼。自餘財寶無有孑遺。

ここには冷然院の火災によって、秘閣の収蔵図書が焼失してしまったことが生々しく記されている。冷然院火災焼失説については、小長谷恵吉も前掲書「第三撰述の動機と冷然院」において次のようにいう。

近きは島田重禮狩野直喜和田英松の三博士の如きも之を肯定するもの如し、筆者も亦姑く之を信ぜんと欲す。

この語気からみると、小長谷は、安井の冷然院火災説をそのまま受け入れることにいささかのためらいがあるように見えるが、その説を認める、あるいは否定するにしても、それを解明するに足る証拠を探しあぐねている様子が伝わってくる。

安井説は、論証を抜きにしてみるならば説としては面白く、後に多くの人に支持されたことも納得できる。息軒が目録の編纂を冷然院の火災と結びつけたことは、書名に「見在」という語が用いられていることと無関係ではなからう。というのは、「日本国見在書目録」という書名が、目録を編纂した時点で存在した書物の目録ということで取られたのであれば、中国の書目編纂の例をあげるまでもなく、大きな事変があって、それを潜り抜けて存在する書物が想定されるからである。そうして探し当てた大きな事変が、冷然院の図書焼失だったのである。さらに息軒は、見在書目録に記載される書物で、後に見ることができなくなっている書物が多いことについても、見在書目録が編纂された後に、兵火によって多くの書物が焼失していることを挙げて、理由としている。このように見てくると、書物の焼失を事由としている安井説は、多くの人たちを納得させるだけのものをもっている。

その一方、近年、たとえば小島憲之は『日本国見在書目録』「論語家」に言及し、「この見在書目録も、先人の説の云ふ如く、隋書経籍志にならって体裁

を整えた形跡があり、右のすべての（論語の）注が、「見在」（現在）とは云ふものの、果たしてそのまま伝来してゐたかどうかについては、なほ考究を要するであろう」（『国風暗黒時代の文学』上 270頁）と、隋書経籍志とのかかわりから、見在書目録に記される「論語家」のすべての注釈書が、当時の日本に存在したものであるのかどうか、疑問を出している。

また太田晶二郎は、安井息軒に始まる冷然院火災説を否定し、「冷然院の焼亡が典籍を目録する機運を作ったかも知れぬことは、推測説としては優秀と謂ふべきである。しかしながら、具体的に題號の文字の上に就いてまで、「見在」というのは冷然院の火災に對する謂ひであるとしたことは、絶対にその謬解を排斥せねばならぬ」「本国ノ中国（その直接のところは、主として『隋書経籍志』の記載）ニ対比サレル意味ニ於テ、本邦日本ニ将来サレテ實際ニ存在シテイル漢籍」（前掲論文）という。そして、この目録が当時日本に存在した典籍の目録であると認めた上で、それらが「飛鳥・奈良時代このかた隋唐文化をせつせと輸入し来たって、さて今や一体どの位の成績・結果になっていることだろうと顧る、こうした精神の所産と看做すことはできぬであろうか」（前掲「日本国見在書目録 解題」）というように、中国から日本に将来された典籍の目録ではないのかという。太田晶二郎の説は、いわば「札記」で、直感による優れた類推で、傾聴に値する説であるとはいうものの、論証を欠く点では、問題が残る。太田説と小島説とは視点を異にするが、冷然院の火災説に疑いをもち、見在書目録そのものから答を見いだそうとする点で共通しているといえる。

わたしが見在書目録について明らかにしたいと思った理由の半ばは、その目録に記載される書物が、当時日本に伝存していた書物を目録化したものであるのかという点にあるから、そういうことでは小島説に近い。今は、安井息軒に始まる冷然院火災説、及び日本に輸入された書籍目録とする太田説を視野に入れながら、編纂過程を明らかにしうる視点を探しながら検討を進めてゆこう。

2 『日本国見在書目録』は日本に伝存する書物を目録化したものか

見在書目録が、どのような手続きで編纂されたのかということを明らかにしようと考え、そのための手がかりを、見在書目録に記された「注」に見える書

目記事に求めることにする。⁽⁸⁾ 書目記事から何が明らかになるのか。たとえば「正史家」に著録される「東觀漢記百冊三卷」の注は、次のようである。(下線部は筆者、以下同じ)

右隋書經籍志所載數也。而件漢記、吉脩大臣所將來也。其目錄注云、此書九二本、一本百廿七卷、与集賢院見在書合、⁽⁹⁾一本百冊一卷、与見書不合。又得零落四卷、又与兩本目錄不合。真儵在唐国多處營求、竟不得其具本、故且隨寫得如件。今本朝見在百冊二卷。

注は、まず見在書目録に記される東觀漢記の卷数が、隋志によって改められたものであることに触れる。今隋志の記載に見ても、東觀漢記は143卷である。見在書目録に著録されるこの東觀漢記は、吉備真備の将来したものであるというから、当時、吉備真備将来の東觀漢記が伝存していて、それを見在書目録に著録したのであろう。「其目錄注」とは、どの目錄注を指すのであろう、とりあえず見在書目録ではなくて、吉備真備の編んだ目錄があつて、それを指すとみた。吉備真備の目錄注には、東觀漢記のテキストが二本記され、127卷本は集賢院所蔵本と一致し、141卷本は集賢院所蔵本と異なる。さらに「零落」(零冊の意か)の4卷を手にいれたが、この兩本の目錄とも異なる。注の筆者は以上から、吉備真備は在唐時に143卷本の入手に努めたが、手に入れることができなかつたと判定する。そして「本朝見在百冊二卷」ということは、吉備真備が将来した東觀漢記は142卷本で、その卷数を見在書目録は記していたが、後に卷数が隋志によって書き換えられたということになろう。

同じく「正史家」に著録される「後魏書百卷」の注は、次のようである。

右經籍志所載數也。而本朝見在書收儀彥相雜纒六十卷也。其餘未知所在。今為待後來全載本數。

後魏書100卷というのも隋志によって改めたもので、「本朝見在書」は60卷で、完本の出現を待つ、という。これら東觀漢記及び後魏書の注から、見在書目録
26 (「本朝見在書」)は、もともと日本に伝存するテキストを目錄化し著録したものであり、それが後に隋志の卷数と合致しない場合、隋志によって修正されたということを示している。

さらに「土地家」の「括地志」に

括地志一 魏王泰撰。元数六百卷。図書録只載第一卷。

とあり、また「礼家」の「御刪定礼記月令」に

御刪定礼記月令一卷 冷然院録云、一卷、第一卷。

「春秋家」の「闡外春秋」に

闡外春秋三卷 冷然院本十卷。

とあり、「易家」に

周易三卷 冷然院、周易譎論一卷 冷然院、周易譯名十二卷 冷然院。

などである。これらの注からみると、ここに記される「図書録」、「冷然院録」などという目録が、見在書目録以前にすでに存在していたことになる。こうした目録は、日本に伝存する書物について日本で作られた目録であり、また冷然院に伝えられた書物の目録と思われるから、見在書目録が編纂された時抛りどころとなったもので、巻数の違いがこのように注として残ったのであろう。また「冷然院本」「冷然院」とは、冷然院に所蔵されるテキストということであろう。

このようにみえてくると、見在書目録は、当時の日本に伝存する書物を目録化し、さらに日本で作られた目録を抛りどころにし、加えて隋志を参照して改めていることは確かである。

3 『隋書』『経籍志』、『經典積文』をモデルとした日本の中国研究

前節で、見在書目録に隋志が影響を与えていることを明らかにした。ここで、時期的には見在書目録に遅れるが、日本で作られた中国書の目録、あるいは中国研究が、中国の文献をどのように活用したかを見ることにする。取りあげるのは、『弘決外典抄』『外典目』、藤原頼長の読書記録、『全経大意』である。

はじめに取りあげる具平親王の『弘決外典抄』（正暦二年991年成書）は、『正観輔行伝具決』について、いわゆる「外典」に注釈を施したものである。その書のはじめに、どのような外典を引用しているかを記す「外典目」という目録があり、その末尾に、「右弘決所引外典、依隋書経籍志等記目録而備尋檢矣」とあるから、この外典目が隋志によったものであることがわかる。ただ隋志と比較すると明らかなように、隋志に記される注釈書をすべて引くのではな

くて、たとえば『周易』については、隋志の「通計亡書、合九十四部、八百二十九卷」の中から「周易十卷鄭玄王弼各注」と鄭玄、王弼二人の注釈だけを採んで引き、尚書については、隋志の「通計亡書、合四十一部、共二百九十六卷」の中から「尚書十三卷漢鄭玄臨淮太守孔安國注、尚書大傳三卷漢伏生撰鄭玄注、尚書洪範五行傳論十一卷漢光祿大夫劉向撰」だけを採んで引き、小学書であるならば、隋志の「通計亡書、合一百三十五部、五百六十九卷」の中から「玉篇三十卷陳左將軍顧野王撰、通俗文一卷、蒼頡一卷秦相李斯撰、麟臺四部書目錄又有蒼頡二卷、說文解字十五卷許慎撰、積名八卷晉劉熙撰、埤蒼二卷張揖撰、字統二十卷楊承慶撰 見在書目錄不見」だけを採んでいて、その結果「外典目」には、經史子集にわたっておよそ60点が記される。

また平安末期の人藤原頼長（1120—1156）は、若い時から中国の研究に志し、多くの中国古典を読んでいたことで知られる⁽¹⁰⁾。『台記』の康治二年（1143）九月二九日条には、かれの17歳の保延二年（1136）から康治二年までの7年間に読んだ典籍の、詳細な読書記録が記されている。問題はその読書記録の整理方法で、經書ではその時まで読んでいない『易』を除くと、その他は、『尚書』『毛詩』『周礼』『儀礼』『礼記』『左伝』『公羊伝』『穀梁伝』『孝経』『論語』の順で記録し、さらに『老子』『莊子』を「經家」に入れている。老子、莊子を經書に分類することから明らかなように、読書記録のこの整理方法は、ほぼ『經典積文』『序録』の記述に沿ったものである。そして彼が經典積文序録を丹念に読んでいることと合わせ考えると、その学問の体系を經典積文序録に学んでいることがわかる。

さらに鎌倉時代に作られた中国学研究の入門書『全經大意』（永仁四年1296の奥書）は、十三種の經書、すなわち『周易』『尚書』『毛詩』『周礼』『儀礼』『礼記』『春秋』『公羊伝』『穀梁伝』『論語』『孝経』『老子経』『莊子』について、それぞれ基本的な注釈書を記し概要を記したものである。ここに記される經書とその順序は、ほぼそのまま經典積文序録に従っている。

28

見在書目錄の成立には遅れるが、これら弘決外典抄外典目、藤原頼長の読書記録の整理方法、全經大意の構成を見てゆくと、日本における中国学研究には、隋志、經典積文序録が大きな影響を与えていることは明らかである⁽¹²⁾。

4 『日本国見在書目録』の「見在」という語を通じて明らかになること

見在書目録は、巻末に『本朝見在書目録』と記され、一書でありながら異なる書名をもつ。⁽¹³⁾二つの書名に共通する「見在書」の「見在」という語は、どのように取られたのであろうか。これまでの説明は、「見在」の「見」は「現」、「現在」に通じて、その意味するところは「現存」であるとされる。そして安井息軒の冷然院火災説に従う人も、それを疑問視する人も、この「見在書」という語から、「当時日本に実際に存在していた書籍の目録」とすることに異論はないようである。⁽¹⁴⁾

そこで見在書目録の性格、成立を明らかにする手がかりとして、この「見在」ということばについて考えてみることにし、その用法を見在書目録と明らかなかかわりをもつ隋志に探してみる。するとたとえば、隋志の「総序」に、唐・武徳五年に偽鄭を滅ぼし、その凶書を都に運ぶ船が、黄河の難所底柱で多くの書物を失ったとあって、次のように記される。

其目録亦爲所漸濡、時尙殘缺。今考見存、分爲四部、合條爲一萬四千四百六十六部、有八萬九千六百六十六卷。

その目録も水浸しになり、欠けたところがあった。続く「今考見存、分爲四部」の「見存」とは、水浸しになりながらもかろうじて残った部分を指すのであろう。残った部分を調べ整理して、四部に分けたというのである。

これは「見存」の例であるが、さらに隋志「経籍二」の史部には、分部ごとの解題に「見在」「見存」ということばが、⁽¹⁵⁾8例見える。次のようである。

- 1) 尙朱之亂、並皆散亡。今舉其見在、謂之霸史。
- 2) 然亦隨代遺失。今據其見存、謂之舊事篇。
- 3) 不足可紀、可刪。其見存可觀者、編爲職官篇。
- 4) 儀注之興／遺文餘事、亦多散亡。今聚其見存、以爲儀注篇。
- 5) 刑法者／漢律久亡、故事駁議、又多零失。今錄其見存可觀者、編爲刑法篇。
- 6) 序贊並亡、後之作者、亦多零失。今取其見存、部而類之、謂之雜傳。
- 7) 自餘亦多遺失。今錄其見存者、以爲譜系篇。

8) 其先代目録、亦多散亡。今總其見存、編爲簿録篇。

これら1)から8)の例でみると、「見在」「見存」がほぼ同じ用法で使われていて、その意味することは、いずれも時間の経過や戦乱などによって書物の多くが散佚してしまい、「かろうじて残存している書物」を集め類別して分野ごとの目録を作ったということである。中国で王朝が代わることはしばしばで、そのたびごとに戦乱で書物が焼失したのであろう。その一点を捉えれば、目録の編纂を冷然院の火災と結びつけることができ、その火災を潜り抜けてかろうじて残った書物の目録に名づけて「見在書目録」とする安井息軒説は一理あるようである。しかし当時の日本人の意識下には、このような火災も大きな試練であったかもしれないが、それ以上の苦難ととらえたのは、唐に渡った留学生が異国で書物を探し求め、海を越えて日本にその書物を持ち帰ったことではなかったか。こうした困難をくぐって当時の日本に存在する書物を整理し、その目録に名前をつけようとした時、隋志から「見在」という語を借用した可能性はないのだろうか。もっとも冷然院の火災で残った書物の目録についても、隋志から借用して「見在」という名前をつけることは考えられるかもしれない。しかし火災は可能性としてはしばしば起こり得ることであって、たまたまその火災が冷然院の火災で、その火災という突発的な事件をきっかけとして目録が編纂されたと考えるよりも、日本の場合には、先人が長い時間にわたって、命をかけて日本に将来し、そして日本に伝存している書物について目録を編纂しようと考えたとみるほうが、当時の日本の状況を捉えているのではないのか。先に触れた吉備真備と彼が将来した書物とその目録の存在を思い起こそう。その時編纂される目録にこそ、この「見在書」という名称がふさわしいと思うのである。

中国から運ばれて日本に伝存する書物の目録に「見在」ということばがふさわしく、それ故、隋志から借用されたのではないかと考える傍証として、二つの事柄を挙げたい。まずひとつは、見在書目録が編纂された時には、隋志の存在がすでに知られていたこと、ここから目録の編者は隋志に「見在」という語があり、その用法をも知っていたはずである。隋志と見在書目録のかかわりについては、次節でもさらに検討する。もうひとつは、この目録に「日本」ある

いは「本朝」と名づけられていることを挙げたい。というのも、この目録がただ冷然院の火災から残った典籍についての目録であれば、冷然院にかかわる名を冠するか、それに類した名をつければよく、わざわざ「日本」あるいは「本朝」と名づけることには、それなりの理由があったはずである。この点は、すでに太田晶二郎が指摘することでもあり⁽¹⁷⁾。すなわち、中国から日本に運ばれて日本に存在する書物であるから、取り立ててこの目録に「日本」あるいは「本朝」と冠したものであることを確認しておく。

5 『隋志』に倣って構成された『日本国見在書目録』の分類項目

前節では、日本国見在書目録という書名のポイントともいえる「見在」という用語が、隋志から借用したものではないかと推測した。それをうけて、本節では見在書目録全体の構成についてみる。まず指摘したいのは、見在書目録の構成、書物の分類が、隋志にほとんど倣っているということである。そうした関連を見るために、隋書経籍志（618年）を軸にして、七録（520—527）、旧唐書経籍志（五代劉昫888—945・田昉『古今書録』）、日本国見在書目録（875—891）の間の分類項目を比べたのが次である。（七）は七録、（旧）は旧唐書経籍志、（日）は日本国見在書目録。

隋志 經籍一 經

故取貫於 <u>周易</u> 之首	(七) 易部	(旧) 易類	(日) 易家
故附 <u>尚書</u> 之末	(七) 尚書部	(旧) 書類	(日) 尚書家
<u>詩</u> 者	(七) 詩部	(旧) 詩類	(日) 詩家
自大道既隱	(七) 禮部	(旧) 禮類	(日) 禮家
<u>樂</u> 者	(七) 樂部	(旧) 樂類	(日) 樂家
<u>春秋</u> 者	(七) 春秋部	(旧) 春秋類	(日) 春秋家
夫孝者／故作 <u>孝經</u>	(七) 孝經部 (後)	(旧) 孝經類	(日) 孝經家
<u>論語</u> 者	(七) 論語部 (先)	(旧) 論語類	(日) 論語家
列于六經之下、以備 <u>異說</u>	(七) 緯讖部	(旧) 讖緯類	(日) 異說家
附於此篇、以備 <u>小學</u>	(七) 小學部	(旧) 經解類	(日) 小學家

經籍二 史

聚而編之、以備 <u>正史</u>	(七) 國史部	(旧) 正史類	(日) 正史家
以見作者之別、謂之 <u>古史</u>		(旧) 編年類	(日) 古史家
故備而存之、謂之 <u>雜史</u>	(七) 注曆部	(旧) 雜史類	(日) 雜史家
今舉其見在、謂之 <u>霸史</u>	(七) 僞史部	(旧) 僞史類	(日) 霸史家
<u>起居注者</u>		(旧) 起居注類	(日) 起居注家
今據其見存、謂之 <u>舊事篇</u>	(七) 舊事部	(旧) 故事類	(日) 旧事家
其見存可觀者、編爲 <u>職官篇</u>	(七) 職官部	(旧) 職官類	(日) 職官家
今聚其見存、以爲 <u>儀注篇</u>	(七) 儀典部	(旧) 儀注類	(日) 儀注家
刑法者 / 編爲 <u>刑法篇</u>	(七) 法制部	(旧) 刑法類	(日) 刑法家
今取其見存、部而類之、謂之 <u>雜傳</u>			
	(七) 雜傳部 · 鬼神部	(旧) 雜傳類	(日) 雜傳家
以五方 <u>土地</u> / 以備 <u>地理</u> 之記焉	(七) 土地部	(旧) 地理類	(日) 土地家
今錄其見存者、以爲 <u>譜系篇</u>	(七) 譜狀部	(旧) 譜牒類	(日) 譜系家
今總其見存、編爲 <u>簿錄篇</u>	(七) 簿錄部	(旧) 目錄類	(日) 簿錄家

經籍三 子

<u>儒者</u>	(七) 儒部	(旧) 儒家類	(日) 儒家
<u>道者</u>	(七) 道部	(旧) 道家類	(日) 道家
<u>法者</u>	(七) 法部	(旧) 法家類	(日) 法家
<u>名者</u>	(七) 名部	(旧) 名家類	(日) 名家
<u>墨者</u>	(七) 墨部	(旧) 墨家類	(日) 墨家
<u>縱橫者</u>	(七) 縱橫部	(旧) 縱橫家類	(日) 縱橫家
<u>雜者</u>	(七) 雜部	(旧) 雜家類	(日) 雜家
<u>農者</u>	(七) 農部	(旧) 農家類	(日) 農家
<u>小說者</u>	(七) 小說部	(旧) 小說家類	(日) 小說家
<u>兵者</u>	(七) 兵部	(旧) 兵書類	(日) 兵家
<u>天文者</u>	(七) 陰陽部 · 天文部 · 緯讖部	(旧) 天文類	(日) 天文家

曆數者	(七) 曆筭部	(旧) 曆算類	(日) 曆数家
五行者	(七) 五行部・卜筮部・雜占部・刑法部	(旧) 五行類	(日) 五行家
醫方者	(七) 醫經部・經方部・雜藝部	(旧) 雜藝術類・事類	(日) 醫方家
		・經脈類・醫術類	

經籍四 集 道經 佛經

楚辭者	(七) 楚辭部	(旧) 楚詞類	(日) 楚辞家
別集之名、蓋漢東京之所創也	(七) 別集部	(旧) 別集類	(日) 別集家
總集者	(七) 總集部・雜文部	(旧) 總集類	(日) 惣集家
道經者			
佛經者			

このように隋志を軸として比較対照してみると、見在書目録の構成、分類及び名称が基本点で隋志と一致していることがわかる。問題は、七略が「易部」といい、旧唐書が「易類」といい、見在書目録が「易家」といって、分類項目の名称を立てているのに対して、隋志は分類項目を立てないで、類別的に記述した書目に附されている解題の末尾、あるいは解題のはじめに説明的に記述していることである。それを易についていえば、解題の末尾に「故取貫於周易之首」のように記すだけで、別に分類項目が立っているわけではない。それに対して、見在書目録が全体の構成や分類項目は隋志と一致しながら、隋志が立てていない分類項目を「易家」「尚書家」のように立てていることは、隋志だけでなく、七録あたりも参考した可能性を考えていいのかもしれない。⁽¹⁸⁾

ここで問題は、見在書目録が分類項目に「〇〇家」という名称を用いていることである。この点、七録が「〇〇部」といい、旧唐書が「〇〇類」とするのとまた異なる。時代は後れるが、藤原頼長『台記』の読書記録の分類整理にも「経家」「史家」「雑家」と「家」が使われていて、用法に共通点がある。「〇〇家」は日本に独特の用法かもしれない。⁽¹⁹⁾

分類項目の名称の違いといえば、見在書目録が「土地家」と立てているのに対して、隋志では解題のはじめに「昔者先王之化民也、以五方土地」とありながらも、その末尾を「以備地理之記焉」と終わらせていて、これによれば「地

理家」となるべきであろう。しかしこの項を例外として、分類項目の名称とい
い構成といい、まったく隋志に倣っている⁽²⁰⁾。

隋志との差異は、見在書目録が分類項目を立てていることの他に、隋志の四
部分類を採り入れず、目録全体を「四十家」としてまとめていることである。
全体の構成をここまで隋志を踏襲しながら、なぜ四部分類を採り入れなかった
のか。当時の日本に四部分類を採り入れる素地がなかったからなのか、今となっ
ては明らかにする方法がない⁽²¹⁾。

このようにみえてくると、見在書目録の全体的な構成と分類項目及び名称は隋
志に従いながら、他の書目を参考とし、また日本の用語を用いて改めた可能性
がある。そして見在書目録が何より評価に値するのは、当時作られていた目録、
たとえば『通憲入道藏書目録』『仙洞御文書目録』などが、書物を収めた容器
を単位とした目録であるのに対して、隋志によったとはいえ、学問体系を単位
とした目録であるということを指摘しておこう⁽²²⁾。

6 『日本国見在書目録』に記される目録の記述レベル

前節で見在書目録の構成と分類項目が隋志によっていることを明らかにした
が、一歩進めて、書誌記述の各条についてはどうであるかを見ることにする。
そこで見在書目録の中から何例かを択んで、隋志、日本の資料として弘決外典
抄（991年）、全経大意（1296年）、台記（1143年）と比較することにする。さ
らに旧唐書を参考とし、『通憲入道藏書目録』に見える場合、それを加える。

『周易』について

隋志：周易十卷魏尚書郎王弼注六十四卦六卷、韓康伯注繫辭以下三卷。王弼又撰易略例一卷。

*日本：周易十卷魏尚書郎王弼注六十四卦六卷、韓康伯注繫辭以下三卷。王弼又撰易畧例一卷。

弘決：周易十卷鄭玄王弼各注

全経：周易十卷 王弼魏代人注

台記：周易十卷

『尚書』について

隋志：古文尚書十三卷漢臨淮太守孔安國傳

*日本：古文尚書十三卷漢臨淮太守孔安國注

弘決：尚書十三卷漢鄭玄臨淮太守孔安國注

全経：尚書十三卷五十八篇 孔安國漢代人注

台記：尚書正義二十卷

『論語』について

隋志：集解論語十卷何晏集

旧唐：論語十卷何晏集解

*日本：論語十卷何晏集解

弘決：論語十卷何晏集解

全経：論語十卷廿篇 注何晏集解

台記：論語十卷

『漢書』について

隋志：漢書一百一十五卷漢護軍班固撰、太山太守應劭集解

*日本：漢書百十五卷漢護軍班固撰、太山守應劭集解

弘決：漢書百二十卷漢護軍班固撰、顔師古注

全経：なし

台記：漢書九十二卷

通憲：漢書傳一帙

『呂氏春秋』について

隋志：呂氏春秋二十六卷秦相呂不韋撰、高誘註

*日本：呂氏春秋二十六呂不韋撰、高誘註

弘決：呂氏春秋二十六卷秦相呂不韋撰

全経：なし

台記：なし

『文選』について

隋志：文選三十卷梁昭明太子撰

*日本：文選三十卷昭明太子撰

弘決：文選六十卷梁昭明太子撰李善注

全経：なし

台記：なし

以上の比較から気づいたことをまとめると、以下のようになろう。

- ①見在書目録の書誌記述は隋志とほぼ一致する。日本の書目で書名・巻数・注者官名・注者名までも記すのは見在書目録だけで、この書誌記述は、他の日本の目録と比べると明らかに異質である。
- ②弘決外典抄は、隋志によったと記すが、記述は簡略化されている。
- ③台記は頼長個人のメモ的記述であるためか、簡略化した記述である。全経大意も、書名・地位などの記述は簡略である。

ここに引いた例から、当時の日本の目録の書誌記述は、①隋志とほぼ同じレベルの記述、②簡略化されたレベルの記述とに分かれる。ところでここに挙げた見在書目録の例に限れば、いずれも隋志に著録されているものである。ところが、見在書目録には隋志に見えない書物の著録も多く、それらの多くはいずれも②の簡略なレベルの書誌記述となっている。そうしてみると、見在書目録の書誌記述が隋志とほぼ同じレベルで記述されているものは、隋志によって書き改められている可能性、あるいは隋志からそのまま借用した可能性はないだろうか。もしその可能性があるならば、そのことをどのようにして明らかにできるだろうか。

7 『日本国見在書目録』に見える重複した記述

思うに見在書目録に潜む問題点は、目録の記述の中から探することができるはずである。そうした目で目録の記述を見てゆくと、目録の中に、同一ではないかと思われる書物が複数著録されていて、その書誌記述を見ると、隋志とほとんど一致するものと、隋志に見えないものとに分かれるようである。そして隋志に見えるものは、注釈者名までを含めて書誌記述が整っているが、隋志に見えないものは、巻数は記されても、注釈者名までの記述はないことが多い。そうした例を、いくつか次にあげる。

36 1) 「礼家」の記述から

礼家のなかから、『周礼』にかかわる記述を取りあげる。

周官礼十二卷鄭玄注 (A) 周礼義疏十四卷 (C) 周官礼抄二卷 (C)

周礼義疏六卷冷然院 (C) 周官礼義疏卅卷汁重撰 (A) 周官礼義疏十卷 (A)

周官礼義疏九卷 (A) 周礼疏五十卷唐賈公彥撰 (B) 周礼音一卷 (B)
周礼畧十五卷 (A) 周礼畧十卷 (C)

書名の後に (A) としたのは、ほぼ同一の書名・巻数を隋志に見ることができ
るもの、(B) は隋志には著録されず、旧唐書などに見えるもの、(C) は隋志、
旧唐書などに見えないものである ((A) (B) (C) の分類は、以下同じ)。こ
こで (A) (C) のグループに分けた書名を比べてみると、(A) の周官礼十二
卷鄭玄注に対して、隋志に見えない周官礼抄二卷 (C) は、同じ書名ながら巻
数が異なり、しかも「抄」という語が付けられている。また周官礼義疏冊卷注
重撰、周官礼義疏十卷、周官礼義疏九卷 (A) は、書名・巻数、さらに記述の
次序までも同じものが隋志に見えるのに対して、ほぼ同じような書名ながら巻
数が異なる周礼義疏十四卷、周礼義疏六卷冷然院 (C) の 2 点は隋志に見えな
いものである。しかも周礼義疏六巻には「冷然院」と注記されるから、当時冷
然院に所蔵されていたものか、あるいは冷然院蔵書にかかわる目録に著録され
ていた可能性が考えられる。さらに周礼畧十五卷 (A) は隋志に見えるが、同
じ書名で巻数の異なる周礼畧十卷 (C) は隋志に見えない。このように同じよ
うな書名のもが複数著録され、その内の隋志とほぼ同じ記述のものは一致度
の高さから、隋志の記述をそのまま借りて見在書目録に記したと考えられな
いだろうか。それが (A) である。そして (C) は、(A) に記されるような書物
を、日本で節略編纂したものであるということが考えられないだろうか。⁽²³⁾ また (B)
とした周礼疏五十卷唐賈公彥撰、周礼音一卷は、旧唐書にほぼ同じ周礼疏五十卷
唐賈公彥撰、周礼音三巻が著録される。これは上に述べた (A) (C) とは異なる
グループに属するもので、当時の日本に伝来していたのではないだろうか。

ここから (A) は、当時の日本にそのすべてが伝来していたかは不明ながら、
隋志の記述をそのままここに借りたもの、(C) は、当時日本に存在した書物
を実見によって目録化したもの、あるいは日本で作られた目録に由来したもの
ではないかと推測する。そして (B) は、(A) (C) とは異なり、伝来時期も
遅れて当時の日本に存在していたものではないか。こうしてみると、重複した
ように見える著録記述は、見在書目録が単一データに由来するものではなくて、
複数のデータに由来するためであると考えられるのである。⁽²⁴⁾

2) 「正史家」の記述から

次に正史家の中から『漢書』にかかわる記述を取りあげる。

漢書百十五卷漢護軍班固撰太山守應劭集解 (A) 漢書百廿卷唐秘書監顏師古注 (B)
漢書音義十二卷隋國子博士蕭該撰 (A) 漢書音十二卷隋廢太子男令包愷等撰 (A)
漢書訓纂卅卷陳吏部尚書姚察撰 (A) 漢書音義三卷 (C) 漢書音義十三卷顏
師古 (C) 漢書古今集義廿卷顧胤撰 (B) 漢書問答十卷沈遵行撰 (B) 漢
書序例一卷顏師古撰 (C) 漢書贊九卷 (C) 漢書私記七卷 (C)

(A) (C) に分けたグループを比べてみると、(A) は、書名、記述の順序を含まず、ほぼそのまま隋志に見えるのに対して、(C) は見えない。(C) とした漢書音義三卷、漢書音義十三卷顏師古 漢書序例一卷顏師古撰 漢書贊九卷 漢書私記七卷などは、書名の類似から (A) の漢書百十五卷漢護軍班固撰太山守應劭集解、漢書音義十二卷隋國子博士蕭該撰、漢書音十二卷隋廢太子男令包愷等撰、漢書訓纂卅卷陳吏部尚書姚察撰、そして (B) の漢書百廿卷唐秘書監顏師古注などによって日本で節略編纂したものではないだろうか。するとここでも (A) は、その書誌記述の隋志との一致度から、隋志から借りてここに記したもの、(C) は、当時の日本に存在している書物を目録化して著録した、ということがいえそうである。

3) 「楚辭家」の記述から

楚辭十六王逸 (A)、楚辭音義釋智騫撰 (A)

楚辭集音新撰 (C) 離騷十王逸 (C) 楚辭音二 (C) 楚辭經潤一 (C)

楚辭十六王逸を、隋志では十二卷として巻数が異なり、楚辭音義釋智騫撰を、隋志では楚辭音一卷釋道騫撰として書名、注者名が異なるが、(A) とした。隋志に見えないことで (C) とした、楚辭集音新撰、離騷十王逸、あるいは楚辭音二などは、書名の類似から、(A) の楚辭十六王逸あるいは楚辭音義などに対応する節略編纂本ではないだろうか。隋志に見えない楚辭集音に「新撰」と注することも、日本で編纂されたことを示すのではなからうか。ここから (A) は、
38 隋志の記述を借用したか、あるいはすでに日本に存在していたもの、(C) は、当時の日本に存在していてそれを目録化して著録したといえそうである。

以上の例から、見在書目録には、全体を通じて、隋志に見える書物と、見えない書物があることが確かめられる。⁽²⁵⁾ そのうち隋志に見える書物の書誌記述は、

その多くが巻数、注釈者名までをも記すが、隋志に見えないものは、巻数を記すことはあっても注釈者名までを記すことは少ない。すると見在書目録に、隋志レベルで記述されているものと、簡略されたレベルで記述されているものの二種の記述が混在していることになる。しかしそれを正確に区別し見分けることは、記載される書物の多くが伝存していない状況の中では容易ではない。かろうじてそれを可能にするのは、ここに見てきたような同一の書物と思われるものが、類似した書名、巻数の異なりなど重複して記述されていると認められる場合である。

ここに挙げた1)「礼家」の周礼、2)「正史家」の漢書、3)「楚辞家」の楚辞などの(A)とした書物は、記述の類似から、隋志からそのまま借用して見在書目録に採り入れたという結論に導いた。ただそのことと、それらの書物がすべて当時日本に存在したかどうかとは、切り離して考えなければならない。そして(C)とした隋志に見えない書物は、その中の多くは日本で節略、編纂された書物であろうから、それらは当時実際に日本に伝存していて、実見によって目録化され、見在書目録に著録されたのであろう。このようにみて、見在書目録の編者が、隋志によった部分と、実見によって目録化した部分とを編纂する際に混在させたことになり、その結果、目録中に記述レベルの異なる重複部分が混在することになるのである。

8 『日本国見在書目録』中の「楽家」「小学家」「天文家」「曆数家」「五行家」「医方家」の記述

前節では見在書目録中の重複記述に注目して、隋志から借用した部分と、日本に存在する書物を目録化した部分という差異を見いだすことを試みた。本節では、見在書目録に著録される書物の性格、内容によって、隋志に見えるものと見えないものがあるという点に注目し、見在書目録の問題点を明らかにする。ここで取りあげるのは、「楽家」「小学家」「天文家」「曆数家」「五行家」「医方家」である。

(1) 「楽家」について

経書の「易家」「尚書家」「詩家」「春秋家」「論語家」「異説家」などに著録

される書物は、その多くが隋志に見える。一方同じく経書ではあるが、「楽家」に著録される書物には、他の経書と異なる点がある。それは「楽家」には音楽理論書も著録されるが、その多くは楽譜を含む演奏技術に関する実用書であるらしいという点である。

楽家には、23部207巻が収められ、そのうち隋志に見ることができるのは、「古今樂録十三卷、樂書要録十卷、琴絃一卷、琴操三卷」などで、それを除くと隋志にほとんど見ることができない。見えないものに、「琴録一卷、琴徳譜五卷、琴用手法一卷、雜琴譜百廿卷、彈琴用手法一卷、雅琴録一卷、院咸唄一卷、彈琴手勢法一卷、篳篥譜十一卷、横笛十八卷、尺八図一卷、律呂施宮図一卷、十二律相生図一卷」などがある。これらの中には中国から伝えられた文献があるとしても、その多くは書名からみて、日本ですで行なわれている琴、笛、尺八などの演奏技法を記した文献であるようにみえる。そうした日本で行なわれている演奏技法の文献は、当然ながら隋志には見えないことになろう。そうすると実用書が多い楽家は、その多くが当時日本に伝存する書物で、それに何点かの隋志に由来する書物を加えて編纂されているといえそうである。

(2) 「小学家」について

「小学家」58部598巻は、他の部に比べると著録される点数が多い。中で「博雅十卷、三蒼三卷、蒼頡篇一卷、千字文一卷、説文解字十六卷、玉篇卅一卷」など31点は隋志に見え、「急就篇注序十卷顔師古撰、開元文字音義卅卷、切韻五卷」など6点は旧唐書に見える。ところが小学家の後半には、隋志に見えない文献が多く記されている。それらを書名から推定して、1) 字体書、2) 詩文用例書、3) 詩作指南書と分類できそうである。1) の字体書として、「異體同音議字一卷、定字書一卷、勅定字様一卷」など、2) の詩文用例書として、「詩評六卷、文軌十卷、文軌抄六卷、筆札華梁二卷、文諧廿卷、文章體九卷」など、3) の詩作指南書として、「詩格三卷、詩病體一卷、寶篋一卷、文筆範一卷、大唐文章博士嫌吾文筆病書一卷、詩八病一卷、文音病一卷」などを挙げ

40 今これらを確認することはできないが、いずれも当時用いられていた文字、作文、作詩のための学習書で、それを目録化してここに採り入れたのではないだろうか。

ここから類推すると、小学家は、書名・巻数・注釈者名までが整っている隋志などから借用した部分と、当時文字を習い、文章を作り詩作に励んでいた人たちが用いていた学習書とが合せられ構成されているようである。⁽²⁶⁾

(3) 「天文家」「暦数家」「五行家」「医方家」について

「天文家」85部461巻についていえば、隋志に見えるのは、「天文録一部卅、日月書一、天官星占六」などの9点で、その他の多くを隋志に見ることができない。「暦数家」54部167巻についていえば、隋志に見えるのは、「漏尅經三、六甲一周曆一、元嘉曆一、九章九卷」など合わせて11点、さらに「長曆四、廿四氣用箭曆一卷、五曹算經五」などが旧唐書に見えるが、そのほかは隋志、旧唐書などに見ることができない。また「五行家」156部919巻についていえば、「六壬經二、六壬式雜占書一、太一經二、周易林二、周易新林占三、周易享氏占九、顔氏易占三」など23点が隋志に見え、さらに「五行大義一、五行書二、五姓宅撓一、秘要三」など7点が旧唐書に見えるが、そのほかは、この二書には見えないようである。「医方家」166部1309巻については、「黄帝素問十六、黄帝甲乙經十二、黄帝八十一難經九、大清諸草木方集要一」などが隋志に見え、「大清神丹經上篇」が旧唐書に見えるほかは、この二書には見えないようである。天文暦数は、国家としての形を整えようとする当時の人々にとっては、必須の技術であったはずである。五行家には易占なども含まれ、これまた国家経営にとって、必要欠くことのできない知識であったろうし、医方家についてはいうまでもない。こうした知識と文献、技術は、当時唐に留学した人たちの最も求めるものであったことは、入唐留学生吉備真備についての次の記事がよく示している。

(天平七年735) 四月辛亥日、入唐留學生從八位下々道朝臣眞備獻唐禮一百卅卷、大衍曆經一卷、大衍曆立成十二卷、測影鐵尺一枚、樂書要錄十卷、馬上飲水漆角弓一張、并種々書跡、要物等、不能具載。留學之間歷十九年、凡所傳學、三史五經、名刑竿術、陰陽曆道、天文漏尅、漢音書道、秘術雜占、一十三道。(『扶桑略記』第六)

吉備真備が献上したものの最初に記されるのが国家の制度にかかわる「唐禮」であり、「大衍曆經」であり、天測に用いる器具、そして「樂書要錄」という

から音楽の理論書であろうか、こうした実用書、技術書の入手は当時の国づくりにとって喫緊の大事であったのだろう。これら実用書、技術書がいったん日本にもたらされると、それが抄写されて広く用いられ、やがて日本独自の発展があったかもしれない。こうしたすでに日本で用いられていた実用書、技術書が目録化されて、見在書目録に隋志などと合せて著録されたのではないだろうか。

9 『日本国見在書目録』中の「別集家」の記述

前節では「楽家」「小学家」「天文家」「曆数家」「五行家」「医方家」などの実用書、学習書、技術書にかかわる目録の問題を取りあげたが、それともうひとつ注目されるのが、「別集家」である。別集家は、唐代の詩人を除いて、その多くが隋志に見えるが、目録の記述に異なりがある。その点を明らかにするために、見在書目録からいくつか択んで、隋志、旧唐書の記述と比べてみることにする。

「別集家」日本国見在書目録・隋書経籍志・旧唐書経籍志対比一覧

(日本)	(隋志)	(旧唐書)
陶潜集十	宋徵士陶潜集九卷	陶淵明集五卷
阮嗣宗集五	魏步兵校尉阮籍集十卷	阮籍集五卷
謝吏集一	齊吏部郎謝朓集十二卷	謝朓集十卷
庾信集二十	後周開府儀同庾信集二十一卷	庾信集二十卷
何遜集八	梁仁威記室何遜集七卷	何遜集八卷
孔稚珪集十	齊金紫光祿大夫孔稚珪集十卷	孔稚珪集十卷
劉豫帝集十五	宋武帝集十二卷 梁二十卷	宋武帝集二十卷
謝優集七		謝偃集十卷
張昌齡集十		(新) 張昌齡集十卷
42 東臯子集五		王績集五卷
駱賓王集十		駱賓王集十卷
王勃集三十		王勃集三十卷
劉孝威集十	梁太子庶子劉孝威集十卷	劉孝威前集十卷後集十卷

新注王勃集十四

張華集十	晉司空張華集十卷 錄一卷	張華集十卷
任昉集二十八	梁太常卿任昉集三十四卷	任昉集三十四卷
江文通集一十	梁金紫光祿大夫江淹集九卷 梁二十卷	江淹前集十卷 江淹後集十卷
後周趙王集十	後周趙王集八卷	後周趙王集十卷
煬帝集二十八	煬帝集五十五卷	隋煬帝集三十卷
王融集十	齊中書郎王融集十卷	王融集十卷
鮑集十	宋征虜記室參軍鮑照集十卷 梁六卷	鮑照集十卷
班固集十二	後漢大將軍護軍司馬班固集十七卷	班固集十卷
蕭琮集二	梁蕭昉集七卷	
積靈實集十		

見在書目録の別集家に著録される書誌を見てゆくと、そのほとんどが書名と巻数を記すだけである。隋志が簡略化した記述をしているわけでないことは、両者を比べると明らかである。この傾向は唐代以降の詩人についても同様である。惣集家についても、ほぼ同じようなことがいえそうである。これがもし隋志によるものであれば、易家や尚書家で見たとように、隋志に近い記述がなされるはずであろう。それがこのようにまったく簡略化された形で記されるということは、これらの別集が早くに日本に将来され読まれていて、そこで通行している書名が目録化されたのではないだろうか。その結果、見在書目録はこのような簡略なレベルの書名で著録されることになったのであろうと思われる。⁽²⁷⁾

まとめ

わたしにとって見在書目録は、そこに著録される書物が、すべて当時の日本に将来され存在していたのかどうか大きな問題で、いつかそのことを明らかにしようと心にかけていた。本稿もその点を明らかにすることを目的としたから、編者である藤原佐世の事跡、また見在書目録の成立時期、成立の経過などは関心の外にある。ただ従來說かれている、見在書目録と冷然院火災説との関係については、触れざるをえなかった。目録中に「冷然院録」から採ったもの

があることから、冷然院火災説は疑わしいと判断した。わたしの考える見在書目録編纂の手順と目的は、隋志をモデルとして、当時の日本に存在している書物、日本で作られた目録、さらに隋志などから借用して、隋志に比肩できるような体系を備えた目録を編纂することにあるとみた。

また見在書目録編纂の意義として、次のようなことを考えた。

- ①隋志の体系を受容できるレベルまで日本に書物の蓄積が達していたこと。
- ②「見在」という用語を隋志から借り、「日本国（本朝）見在書目録」という書名を作りだしたこと。
- ③隋志から目録の分類項目を借用しながらも、日本仕様に修改して見在書目録四十家の体系を整えたこと。
- ⑤書物を収める容器を単位とした目録から、学問的体系に則った目録を作りえたこと。

わたしは本稿で、見在書目録中に隋志からの借用があるとみたが、そのことが十分に論証できているわけではない。あるいは、当時の日本に伝存している書物だけでは、隋志をモデルとしたような目録を作るのに十分ではなかったため、隋志の記述を借用して、体系を整える必要があったのかもしれない。

本稿の目的は、日本国見在書目録の編纂過程を解明することにあつた。そのために、次のような異なる視点から分析した。

①目録の記述レベルからみる

隋志のレベルでの記述と、簡略化された日本のレベルでの記述。

②見在書目録の重複記述からみる

隋志の記述を借用した部分と、日本に当時存在した書物の実見を目録化した部分。

③対象とする書物の性格からみる

実用書・学習書・技術書・実務書、別集など。

- 44 その結果、簡略化されたレベルで記述されている部分は、当時の日本に存在したことが認められるとみた。しかし、隋志から記述を借用した部分については、当時日本にその書物が存在したのかどうかは明らかにすることはできない。その点を明らかにするためには、個別に日本における伝存を確かめる必要がある、

ということにならざるをえない。⁽²⁸⁾

(注)

- (1) 小長谷恵吉『日本国見在書目録解説稿』は島田重礼、狩野直喜、和田英松を挙げ
るが、さらに徳富蘇峰、内藤湖南、倉石武四郎らも冷然院火災説をとる。
- (2) 中国におけるこうした例については、『隋書経籍志』「経籍一 経」の序文に見え
る。
- (3) 「正史家」「東観漢記百冊三卷」の注に見える、吉備真備の事跡などがこのことを
示している。これについては「2 『日本国見在書目録』は日本に伝存する書物を
目録化したものか」を参照。
- (4) この問題については、拙論「論語鄭玄注は日本に伝来したのか」(「中国文化」第
69,70号掲載2011,2012年)。後に『經典釈文論語音義の研究』創文社(2017年2月刊)
に所収。
- (5) 小長谷恵吉『日本国見在書目録解説稿』(小宮山書店 昭和31年12月刊)。わたし
が購入したのは、「300部印行の限定出版にして本書は八十二番也」定価500円であっ
た。
- (6) 本論文を執筆するに際して、主として参考したのは、以下の論著である。
小長谷恵吉『日本国見在書目録解説稿』小宮山書店 昭和31年12月
矢島玄亮『日本国見在書目録—集証と研究—』汲古書院 昭和59年9月
狩野直喜「日本国見在書目録に就いて」『支那学文叢』所収 みすず書房1973年
太田晶二郎「日本国見在書目録 解題」『太田晶二郎著作集』第二巻 吉川弘文館
1991年
太田晶二郎「日本漢籍史札記(一) 日本国見在書目録編纂の精神」同上
興膳宏 川合康三『隋書経籍志詳考』汲古書院 1995年
- (7) ここでいう「先人」とは、狩野直喜を指すのであろう。狩野直喜は、安井息軒の
冷然院火災説を認めながらも、隋書経籍志との関連を次のようにいう。「第一此書
を見てまず感ずるのは、この書が隋書経籍志に、酷似して居る事で、結局佐世の時
代で正史で言はば、隋書が最新らしいから、それを真似たのであろう」(狩野直喜
前掲書)
- (8) この「注」が、見在書目録の本文といかなる関係にあるのか、自注なのか後人の
注なのかということをも明らかにできない。
- (9) ここでいう「与集賢院見在書合」とは、吉備真備が在唐中に集賢院で見た東観漢
記を指すのであろう。
今見る見在書目録は、いわゆる室生寺本とよばれるものである。それに原本が存在

- したことについては、小長谷恵吉前掲書「第九 室生寺本と原本との関係」を参照。
- (10) 藤原頼長の読書記録については、拙著『『經典釈文論語音義の研究』第五章 (一) 藤原頼長の経書研究』を参照。
 - (11) 『全経大意』については、前掲拙著「第五章 (二) 『經典釈文』と『全経大意』」を参照。
 - (12) 經典釈文は、見在書目録の「論語家」の末尾に「經典尺丈卅卷陸徳明撰」として著録されるが、見在書目録とは性格が異なるためか、目録の記述とのかかわりは見えない。
 - (13) 書名については、小長谷恵吉前掲書、また太田晶二郎「解題」を参照。
 - (14) 日本で作られた目録は、その多くは個人の名を冠して呼ばれていて、「見在」という語が書名として用いられている例は、寡聞にして知らない。
 - (15) 隋志で「見在」「見存」という語が見えるのは、なぜか経籍二の史部に限られる。
 - (16) 「礼家」の「御刪定礼記月令一卷」の注に「冷然院録云、一卷、第一卷」とあり、また「春秋家」の「闕外春秋三卷」の注に「冷然院本十卷」とあり、「易家」の「周易三卷」の注に「冷然院」とあることからすれば、これに類した書名がつけられたはずである。
 - (17) 太田晶二郎「日本国見在書目録 解題」を参照。
 - (18) 日本国見在書目録の「簿録家」に「譜史目三楊松珍撰、七録十二梁阮孝緒撰、四部書目録一何茂庶、麟臺書目録一、帝王目録一上卷、僧数録三、内典僧数一卷」などがあるから、七録を見ていることは十分に考えられる。
 - (19) 劉知幾(661—721)『史通』卷之一「内篇」に「其流有六。一曰尚書家、二曰春秋家、三曰左傳家、四曰國語家、五曰史記家、六曰漢書家。」とある。用法は一見通じるように見えるが、「儒家」「道家」の「家」と同じく、学問の系統・流派ということであろう。日本の「○○家」は、系統立たない複数のものを指しているように理解できる。
 - (20) 隋志の「地理家」を日本国見在書目録が「土地家」とすることについては、狩野直喜前掲書にすでに指摘がある。ただ隋志に「以五方土地」ともあるので、「土地家」とすることがまったく当を得ないわけではない。あるいは当時の隋志は「以備土地之記焉」であったのかもしれない。また小長谷恵吉は、前掲書の「第六 その分類法」において、日本国見在書目録を隋志と比較したところで「緯書を異説家といい」として、隋志の「緯書」を「異説家」と改めているとするが、隋志は「列于六經之下、以備異説」とするから「異説家」でよく、小長谷のこの記述は誤りである。
 - (21) 弘決外典抄所引の「外典目」も数が多くないためか、四部に分かれていない。日本国見在書目録が引く目録類(図書録、冷然院録など)はどうであったか、それも

今では不明である。中国伝来の書物であることが優先して、四部分類などは考慮の外にあったのかもしれない。

- (22) 国書の目録である『本朝書籍目録』は、内容別に分類している。
- (23) ここで「節略編纂した書物」ということを考えたのは、当時の日本では、中国から伝わった義疏、正義がきわめて貴重であったから、それらを抜き書きすること、あるいは経注本の裏面に義疏、正義などを書き入れる作業をしていて、それらをまとめて一本とすることがあったと思われるからである。このことは時代が後になるが、藤原頼長の『台記』などにはしばしば見えることである。台記に見える『周易会釈』は『周易正義』『周易音義』を、『公羊解微』は『春秋公羊疏』をそれぞれ日本において節略し編纂したものであろう。当時この種の書物が存在したはずで、それを目録に記すことは当然考えられることであった。
- (24) わたしは見在書目録の重複した部分に、(A)と(C)という異質の部分が存在していることまでは指摘したが、そこに止まって、両者がいかなる関係にあるかを明らかにすることができない。見在書目録の東観漢記の巻数が、隋志によって改められたものが記されていることをヒントに推測すれば、日本国見在書目録は、もともと(C)部分を主として作られていて、それに(A)部分を加えて増補修改し、さらに(B)部分が加わった、というような編纂過程の時間軸を想定していいのかもしれない。

あるいは日本に伝存する書籍を中心に作られていたものが、後に隋志によって書誌記述が改められ、その結果(C)と(A)という差異が生じた、というような道筋を考えてもいいのかもしれない。

- (25) ここまで隋志に見えるもの、隋志に見えないものという言い方をしてきたが、じつは書名、巻数を比べて、隋志と見在書目録との同定をしようとするのは、容易ではない。矢島玄亮『日本国見在書目録—集証と研究—』に多くの力を借りた。
- (26) 身分の高くない人が官吏になろうとすると、文章を作り詩作に能力を発揮することが必須であった。『養老令』『選叙令』に見える「進士」の選抜に、次のようである。

凡秀才、取博學高才者。進士、取明閑時務、并讀文選爾雅者。

「小学家」にはまた、千字文が6点、切韻が16点記されることも注目される。これらも、文字を覚えることがいかに切望されていたかを示しているよう。

- (27) 『後周趙王集』十巻が日本に伝存したことについては、安藤信廣氏下記の論考を参照。

「中国六朝の仏教思想と日本—聖武天皇宸翰『雑集』『周趙王集』の訳注を終えて—」(東京女子大学「日本文学」第百十三号2017年3月15日)

また『積霊実集十』(「別集家」)、『鏡中集中集』(「惣集家」)が日本に存在したこと

については、東京女子大学古代史研究会編『聖武天皇『雑集』『積霊実集』研究』（汲古書院 平成22年）を参照。

- (28) このように論じてきて、それではたとえば、論語鄭玄注が当時の日本に伝存していたのかどうかという問題となると、論語鄭玄注の目録記述は、隋志のレベルで記述されているから、隋志からの借用が疑われる。そうであれば、鄭玄注が日本に将来されていたのかどうかという問題は、目録記述を疑い、個別に確かめる作業が必要となるであろう。

〔附記〕 日本国見在書目録の引用では、書名に用いられている省略符号「々々」を文字に改めた。